

## 令和5年度 第2回 帯広市健康生活支援審議会 議事録

日 時：令和6年2月21日（水）

19：00～19：15

場 所：市役所本庁舎10階 第6会議室

### （事務局）

本日はお忙しいところ「帯広市健康生活支援審議会」にご出席いただきましてありがとうございます。審議会開催にあたりまして、池原副市長より挨拶を申し上げます。

### （池原副市長）

本日は、大変お忙しいなか、夜分にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。皆様には、日頃から様々な分野で、ご尽力、ご協力をいただき、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。当審議会では、保健・医療・福祉に関する重要施策について、ご審議・ご意見をいただいております。とりわけ今年度は、第九期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のほか、帯広市障害者共生まちづくりプラン、第三期けんこう帯広21、帯広市生きるを支える推進計画の策定に重要な役割を担っていただいております。この場をお借りして、改めて感謝申し上げます。

さて、本日の会議でありますけれど、市民福祉部に関係する令和6年度予算案の概要や主要事業などについてご審議いただく予定となっております。

詳細は、のちほど説明させていただきますが、来年度予算では、子ども医療費助成制度の拡充をはじめとする子育て支援施策の充実、そのほか障害のある人や困りごとを抱える人などを地域で支える環境づくりなど、誰もがともに支え合い、安心して地域で暮らせるまちづくりを推進するための予算を計上したところであります。何卒、活発なご審議をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくようお願い申し上げます。

## 1 開会

### （事務局）

それでは、ただいまより、令和5年度第2回「帯広市健康生活支援審議会」を開会させていただきます。本日の審議会には、審議会委員23名中20名の皆様のご出席をいただいております。本審議会は、審議会条例第7条第3項により成立しております。なお、委員の皆様のご紹介につきましては、お席の前の表示と、郵送にて事前送付いたしました委員名簿により、ご了承願います。

次に、本日の議題についてであります。会議次第のとおり予定しております。

では、本日使用いたします資料について、確認させていただきます。資料については、事前に郵送で送付いたしております。

- 資料1 帯広市健康生活支援審議会委員名簿
  - 資料2 令和5年度 第1回帯広市健康生活支援審議会議事録
  - 資料3 令和6年度予算案総括表と主要事業
  - 資料4 帯広市健康生活支援審議会条例施行規則及び運営要領の改正について
- 最後に参考資料として、座席表

以上であります、資料が不足している方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

それでは、会議に入らせていただきますが、以後の進行につきましては、稲葉会長にお願いいたします。

**(会長)**

それでは早速議事に入らせていただきます。会長を務めさせていただきます稲葉でございます。

先ほど池原副市長よりお話がありましたとおり、令和6年度の市民福祉部予算(案)等を審議する場となっておりますので、どうぞ忌憚のないご意見いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、次第に沿って進行させていただきます。

はじめに議題の(1)「令和5年度 第1回会議の議事録確認」についてであります、お手元の資料2 前回の審議会の議事録をご確認いただきたいと思います。この議事録は、この場で確認いただいた後、公開される予定になっております。議事録につきまして、皆様に事前にお送りしておりますが、これに関しまして、何かご質問ご意見があればお願いします。

**【質疑応答なし】**

**(会長)**

よろしいでしょうか。では、ご承認いただいたということで、そのように公開させていただきます。

続きまして、議題の(2)「令和6年度 市民福祉部予算(案)について」を議題といたします。資料3をご覧くださいと面ます。事務局、説明願います。

**(事務局)**

市民福祉部 企画調整監の毛利でございます。それでは、令和6年度予算概要についてご説明いたします。お手元の「資料3」をご覧ください。1枚目が、市民福祉部関係部分を抜粋した令和6年度予算案総括表、2枚目からは、市民福祉部関係の主要事業に関する資料となっております。

初めに予算案総括表につきまして、ご説明いたします。

まず、予算案総括表 a 欄は令和6年度当初予算(案)額、b 欄は令和5年度当初予算額となっております。一般会計につきましては、民生費と衛生費を合わせて309億8939万5千円であります。令和5年度と比較いたしますと11億8353万4千円、率にいたしまして、4.0%の増となっております。

前年度と比較した主な増減でございますが、民生費の主な増減の要因といたしましては、

まず社会福祉費では、社会福祉総務費の子育て世帯へ給付を行う物価高騰子育て支援給付金給付費の増や、障害者福祉費の報酬改定などに伴う障害者自立支援給付費の増、

児童福祉費では、児童福祉総務費のひばり保育園の改修への支援に伴う児童福祉施設整備補助事業費の増や児童措置費における制度拡充に伴う児童手当の増、

医療給付費では、子ども医療給付費の制度拡充に伴う子ども医療給付費の増などによるものであります。

続いて、衛生費の主な増減の要因といたしましては、

保健衛生費において、2次救急医療に対する町村負担開始に伴う救急医療対策費の増

予防費では、対象者減や四種混合が五種混合になることに伴う接種回数の減などにより、予防接種費が減になったほか、

保健福祉センター費のボイラー改修に伴う保健福祉センター整備費の増などによるものであります。

また、一般会計に占める市民福祉部の予算割合は、令和5年度は34.6%だったものが、令和6年度は33.3%と若干減少しております。これは、市民福祉部以外の予算において新しい廃棄物処理施設の整備などの大型ハード事業の予算が増えた影響等により、相対的に割合が下がったものでございまして、市民福祉部の予算自体は増加しているところです。

次に特別会計は、表の一番下の欄になりますが、介護保険会計でございまして。

令和6年度当初予算案は、171億2280万9千円となっており、令和5年度と比較いたしますと、5億5709万4千円、率にいたしまして3.4%の増となっております。

主な増の要因としましては、報酬改定などに伴う居宅介護サービス給付費の増や要介護者・要支援者の増などによるものであります。

続きまして、資料2ページ、市民福祉部に関わる主要事業についてですが、この後、専門部会もありますので、新規事業を中心に抜粋して説明いたします。

まず、民生費の「物価高騰子育て支援給付金給付事業」につきましては、食料品等の物価高騰や学校給食費の値上げにより影響を受けた子育て世帯を支援するため、児童一人につき8,000円の給付金を市独自に支給するものです。

次に、「ひきこもり支援事業」につきましては、ひきこもり当事者、家族等からの相談の増加や中長期化する支援に対応するため、社会福祉士等による相談支援や居場所づくり事業などを行うものです。

次に、「家計改善支援事業」につきましては、家計に課題を抱える生活困窮者に対し、有資格者による専門的な助言・指導などにより家計を見える化し、再生プランを作成するなど相談支援の充実を図るものです。

次に、3ページ中ほどをご覧ください。「保育ICTシステム導入事業」につきましては、保護者の利便性向上と保育士の事務処理負担の軽減を図るため、保育ICTシステムの公立保育所への導入と私立保育所等への導入支援を行うものです。

次に、5ページをご覧ください。「私立保育所改築事業」につきましては、保育の質の向上のため、老朽化しているひばり保育園の改築費の一部を支援するものです。

次に、6ページをご覧ください。「子ども医療費給付事業」につきましては、所得制限の撤廃や中学生まで対象者を拡大し、負担を軽減するなど、市独自に子ども医療費助成制度を拡充するものです。

最後に、7ページをご覧ください。衛生費の「妊婦歯科健康診査助成事業」につきましては、妊娠中期での歯周疾患の早期発見・早期治療により安心・安全な出産につなげるため、新たに、妊婦歯科健康診査費用の助成を開始するものです。

説明は以上であります。

(会長)

ただいまの説明に関しまして、何かご質問ご意見はございますか。いかがでしょうか。

【質疑応答なし】

(会長)

別に意見などが無ければ「令和6年度 市民福祉部予算(案)について」を終了いたします。

続きまして議題の(3)「帯広市健康生活支援審議会条例施行規則及び運営要領の改正について」を議題といたします。資料4をご覧ください。事務局説明願います。

(事務局)

帯広市健康生活支援審議会条例施行規則及び運営要領の改正について、ご説明いたします。資料4をご覧ください。

今回の改正点は大きく2点ありまして、いずれも当審議会が取り扱う計画の変更に伴うものです。

1点目は、自殺対策計画の個別策定化であります。帯広市の自殺対策計画は、これまで「健康おびひろ21」と一体的に策定しておりましたが、令和6年度施行の新たな計画では、健康増進という視点にとどまらず、より幅広い視点での取組が必要なことから「帯広市生きるを支える推進計画」として個別に策定することとしたところであります。

2点目は、障害福祉に係る3つの計画の統合であります。障害福祉に係る3つの計画は、これまで計画期間等が異なることから、個別に策定しておりましたが、3つの計画は、共生社会の実現という目標は共通であることから、令和6年度施行の新たな計画では、理念や計画期間を統一し、「帯広市障害者共生まちづくりプラン」に統合して策定することとしたところでありまして、ただいま説明した2点を踏まえ、資料の囲みの部分のとおり、規則を改正するものです。

次に、裏面をご覧ください。裏面は、運営要領の改正でありまして、先ほどの規則改正に伴い、「帯広市生きるを支える推進計画」の審議を健康づくり支援部会で、「帯広市障害者共生まちづくりプラン」の審議を障害者支援部会でそれぞれ行うこととするという内容であります。

説明は、以上であります。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの件につきまして、なにかご質問などありますでしょうか。

【質疑応答なし】

(会長)

意見などが無ければ「帯広市健康生活支援審議会条例施行規則及び運営要領の改正について」をご承認いただいたということで、終了いたします。

続きまして、その他について議題といたします。何かございますでしょうか。

【情報提供・質疑応答等なし】

(会長)

それでは、次に専門部会も控えておりますので、本日の審議会はこれで閉会といたします。なお、事務局より連絡事項がございます。

**(事務局)**

それではご連絡いたします。この後 7 時 30 分から専門部会を開催いたします。

地域医療推進部会は第 2 会議室、健康づくり支援部会は第 4 会議室、児童育成部会は第 5 会議室 B、障害者支援部会は第 5 会議室 A、高齢者支援部会は第 3 会議室で開催しますので、それぞれの所属部会の会場に移動をお願いいたします。

連絡事項は、以上です。

**(会長)**

それでは本日はこれで閉会といたします。お疲れさまでした。